



島根県報

平成25年6月28日（金）

号外 第 110 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

参議院島根県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	2
参議院島根県選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数	2
参議院島根県選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間	2
参議院島根県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間	2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第29号**

平成25年 7 月21日執行予定の参議院島根県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2 第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成25年 6 月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

平成25年 7 月 4 日

島根県選挙管理委員会告示第30号

平成25年 7 月21日執行予定の参議院島根県選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

平成25年 6 月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

区画の数 8

島根県選挙管理委員会告示第31号

平成25年 7 月21日執行予定の参議院島根県選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定める。

平成25年 6 月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

被登録資格の決定の基準となる日	平成25年 7 月 3 日
ただし、年齢による被登録資格の決定の基準となる日	平成25年 7 月21日
登録を行う日	平成25年 7 月 3 日
縦覧期間	平成25年 7 月 4 日

島根県選挙管理委員会告示第32号

平成25年 7 月21日執行予定の参議院島根県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定める。

平成25年 6 月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

縦覧期間 平成25年 7 月 4 日